

【理由】

資本家階級がその政策を免れんとする気候なる一切の努力はこれごとく労働階級の上に加へられしものであるが、全産業に於いて最も甚だしきは臨時雇傭制度である。

資本家階級は臨時雇傭制度によつて、不肖なる解雇を合法化して解雇手當の支給を免れ、斯くて賃金の切り下げ、労働時間の変更、或はかつて大なる犠牲を拂つて獲得せし退職手當の空文化等、労働條件の低下を容易ならしめ、其の結果労働者に不断に失業の恐怖を興へ、絶大な生活不安に陥れしめ、其の一方、しかも臨時雇傭の刻印を捺すことによつて臨時工も本雇労働者との間に異底たる差別をもち、或は本雇に非改せんとする果かなる希望を打ち止る事によつて労働組合に團結することを避けしめる。斯くていよいよ資本家の意のままなる操取を便するのしめくある。今東京附近の金鋼工場に於て見るに、芝浦製作所、石川島造船所、浜野造船所、日本鋼管会社、富士電機会社、横浜ドック会社、浦賀ドック会社、東京砲兵工廠等は之の悪例を採用してある。

● 下請親方雇傭制度撤廃に關する決議案

【決議文】

本大会は資本家階級が労働者採取の安定を計らんが爲めに、雇傭契約上の責任を迴避し労働階級の團結を妨害せんとし採用せる狡猾なる下請親方雇傭制度撤廃の爲めに次の手段に依り徹底的に闘ふことを決議す。

【実行方法】

- (一) 労働新聞、演説会、研究会及び其の他の集会に於ては、下請親方雇傭制度の不合理を、それによつて蒙る労働者の不利益を詳細に指摘して、これを労働者に知らしめること。
- (二) 各地方より一各々の委員を挙げて現に此の悪制度を採用してある資本家を調査し、其等の資本家には本大会の名を以て警告を發すこと。警告の方法は前記委員に一任する。
- (三) 下請親方雇傭制度撤廃の爲めに、他のあらゆる労働団体と協力して闘ふこと。

【理由】

提 出 関東金属労働組合